

## 五監公告第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 浩

### 1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

### 2. 監査の種類

定期監査

### 3. 監査の対象

税務課

### 4. 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の実施場所及び期間

#### (1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

#### (2) 実施期間

令和3年10月29日～令和3年11月26日

## 7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

### (1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

### (2) 所見

令和2年度末現在で市税等には7億1,919万円余りの滞納が生じており、100万円以上の高額滞納者は個人、法人合わせて95人、滞納額は2億9,900万円余りとなっている。

コロナ禍による減収が懸念されるところであるが、市財政の根幹をなす市税収入等の確保のため、また、税負担の公平を期するため、様々な手段を講じて債権の保全・確保を図り、未収金の発生防止と早期回収、収納率の向上に努められたい。